

京都府公共事業事前評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府が実施する公共事業のうち新たに事業費の予算化の要望を行おうとする事業等について事前に評価を行うことにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事前評価の対象事業)

第2条 事前評価の対象事業は、府が実施する文化スポーツ部、農林水産部又は建設交通部に係る公共事業（災害復旧及び維持管理に係る事業を除く。）のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 新たに事業費の予算化の要望を行う全体事業費が10億円以上のもの
- (2) 事業費が予算化されているが、計画変更等により新たに全体事業費が10億円以上となるもの

2 前項の規定にかかわらず、府民生活、地域経済への影響等により事前評価の必要があると認められる事業については、随時、事前評価を実施するものとする。

(事前評価の方法)

第3条 事前評価は、次に掲げる事項を検証することにより実施する。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業を巡る社会経済情勢等（事業の必要性）
- (3) 費用対効果分析（事業の有効性）
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性等（事業の効率性）
- (5) 良好な環境の形成及び保全

(委員会)

第4条 知事は、事前評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会の委員の意見を聴くものとする。

(対応方針の決定)

第5条 知事は、委員の意見を尊重し、事業の予算化の要望等の是非を決定する。

(結果の公表)

第6条 事前評価の内容等は、これを公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 京都府農林水産部公共事業事前評価実施要綱、京都府土木建築部公共事業事前評価実施要綱及び京都府公共事業事前評価審査委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。